

東村山市使用料等審議会の傍聴についての定め

(目的)

第1 この定めは、東村山市使用料等審議会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2 傍聴人の定員は10名とする。ただし、10名を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。

2 会長は会議の開催場所の規模等により傍聴人の定員を制限することが出来る。

3 傍聴希望者が前項の定員を超えるときは先着順とする。

(傍聴人の受付)

第3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申出書に自己の氏名・住所を記入しなくてはならない。

2 傍聴の受付は開催日の会議開始の15分前から会議室入口において受付を行う。

3 傍聴希望者が定員を超える場合は先着順とする。

(傍聴することができない者)

第4 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他会長が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴を許可しない。

(傍聴人の遵守事項)

第5 傍聴人は指定された傍聴席に着席し、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴人は会議中発言をすることができない。

(2) 傍聴人は静粛にし会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。

(3) 飲食、喫煙、携帯電話、写真撮影、録音をしないこと。

(4) 審議会の妨害や、みだりに出入りをしないこと。

(5) 傍聴人は、会長または事務局の指示に従わなくてはならない。

(6) 傍聴人は、この審議会で聴取した内容を特定の氏名等をあげて誹謗中傷してはならない。

(傍聴人への配布資料)

第6 傍聴人には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配布する。

(傍聴人の退場)

第7 会長は、傍聴人が第5の規定に反する行為を行ない、制止に従わない場合は、退場を命じることが出来る。

2 審議内容の全部または一部の傍聴について、会長は委員にはかり、その過半数が傍聴を認めないと認めたときは、傍聴人は退場しなくてはならない。

(その他)

第8 ここに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

(附則)

令和2年10月16日の審議会にて決定し、同日より施行する。